

事務連絡  
令和4年12月16日

総務省自治行政局公務員部福利課  
財務省主計局給与共済課  
文部科学省高等教育局私学部私学行政課私学共済室

御中

厚生労働省保険局  
〔保険課〕  
〔国民健康保険課〕  
〔高齢者医療課〕

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

### アレルギー疾患に関する正しい知識の普及について（依頼）

現在、アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）に基づき策定されたアレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第76号）に基づく取組が進められています。本指針において、国は、医療保険者及び後期高齢者医療広域連合に対して、国が講ずるアレルギー疾患やアレルギー疾患の重症化予防、症状の軽減の適切な方法等に関する啓発及び知識の普及のための施策に協力するよう求めることとしています。

今般、厚生労働省補助事業であるアレルギー情報センター事業において、一般社団法人日本アレルギー学会が開設したアレルギー疾患に関する正しい情報を提供するためのウェブサイト「アレルギーポータル」をリニューアルしました。お住まいの自治体や都道府県アレルギー疾患医療拠点病院等が運営するウェブサイトのリンクが本ポータルサイト内の「都道府県のサイト」に追加されたほか、検索機能の改善や利便性の向上等が行われています。

つきましては、貴課室におかれましても、「アレルギーポータル」についてその趣旨を御了知いただくとともに、アレルギー疾患に関する正しい情報の普及にご協力をいただきたく、貴管下の関係団体及び関係者に対する周知、協力方よろしくお願いいたします。

○アレルギーポータルURL

<https://allergyportal.jp/>

○アレルギーポータルパンフレットURL

[https://allergyportal.jp/wp/wp-content/themes/allergyportal/assets/pdf/ap\\_leaflet.pdf](https://allergyportal.jp/wp/wp-content/themes/allergyportal/assets/pdf/ap_leaflet.pdf)

<照会先>

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

桑原・知野見・宮本

電話（代表）03-5253-1111(内)2291、2359

(参考) 関係法令

○アレルギー疾患対策基本法（平成26年法律第98号）

第 11 条 厚生労働大臣は、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（以下「アレルギー疾患対策基本指針」という。）を策定しなければならない。

○アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針（平成29年厚生労働省告示第76号）

第 2 （ 2 ）

エ 国及び地方公共団体は、医療保険者及び後期高齢者医療広域連合（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第48条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）に対して、国及び地方公共団体が講ずるアレルギー疾患やアレルギー疾患の重症化予防、症状の軽減の適切な方法等に関する啓発及び知識の普及のための施策に協力するよう求める。